別表六(八)付表の表中

「

他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八の二「10の計」－別表六(八)「1」）	
各通算法人の試験研究費の額の合計額(1)＋(別表六(八)「1」)	
控除の額の合計額の計算対象試験研究費	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八の二「11の計」－別表六(八)「4」）
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額(3)＋(別表六(八)「4」)
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八の二「12の計」－別表六(八)「5」）
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額(5)＋(別表六(八)「5」)
	合算増減試験研究費の額(2)－(6)
	合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八の二「13の計」－別表六(八)「8」）
	各通算法人の平均売上金額の合計額(9)＋(別表六(八)「8」)
	合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$

」を

「

他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「12の計」－別表六(九)「1」）	
各通算法人の試験研究費の額の合計額(1)＋(別表六(九)「1」)	
控除の額の合計額の計算対象試験研究費	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「13の計」－別表六(九)「4」）
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額(3)＋(別表六(九)「4」)
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「14の計」－別表六(九)「5」）
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額(5)＋(別表六(九)「5」)
	合算増減試験研究費の額(2)－(6)
	合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八(二)「15の計」－別表六(九)「8」）
	各通算法人の平均売上金額の合計額(9)＋(別表六(九)「8」)
	合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$

」に、

「

他の通算法人の（別表十八の二		
各通算法人の(18)		
法人税額基準額の計算	通算親法人の事業年度開始の日が令和５年４月１日以後の場合	(11) ＞
		基準年の特例
	法人	((19)＋(別表

」

調整前法人税額の合計額「14の計」－別表六(八)「19」)	
調整前法人税額の合計額＋(別表六(八)「19」)	

「

他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「16の計」－別表六(九)「16」）
各通算法人の調整前法人税額の合計額(18)＋(別表六(九)「16」)